

令和4年度 第1回
藤島地域教育振興会議 次第

日時：令和4年10月7日（金）午後6時30分～
会場：藤島地区地域活動センター大ホール

1 開会

2 挨拶

鶴岡市教育委員会教育長
鶴岡市藤島庁舎支所長

3 藤島地域教育振興会議の設置について

資料No. 1

4 自己紹介

5 委員長・副委員長の選出について

委員長

副委員長

6 説明・協議

(1) 藤島地域教育環境の現状と課題について

資料No. 2

(2) 鶴岡型小中一貫教育の推進について（案）

資料No. 3

(3) その他

7 その他

8 閉会

藤島地域教育振興会議設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、藤島地域における児童生徒数の現状、学校施設等の課題等を踏まえ、藤島地域の教育環境及び教育振興の今後のあり方の検討に資するため、藤島地域教育振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 振興会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組織代表の委員は、選出団体の役員を終えた以後も、委員を継続することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 振興会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 振興会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第6条 振興会議に、必要に応じ、小委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		委員
組織選出	自治会等役員	藤島地区自治振興会長
		東栄地区自治振興会長
		八栄島地区自治振興会長
		長沼地区自治振興会長
		渡前地区自治振興会長
	児童生徒保護者	藤島小学校PTA会長
		東栄小学校PTA会長
		渡前小学校PTA会長
		藤島中学校PTA会長
	未就学児保護者	いなば幼稚園保護者会長
		藤島こりす保育園保護者会長
		藤島くりくり保育園保護者会長
	公共的団体	主任児童委員代表
		藤島地域スポーツ少年団長
個人選出	有識者	東田川文化記念館長
		藤島地域振興懇談会公募委員
		Hisu花ワークショップメンバー

令和4年度第1回藤島地域教育振興会議 出席者名簿

■委員

区分	No	役職	氏名	備考	
組織選出	自治会等役員	1	藤島地区自治振興会長	齋藤 昭彦	
		2	東栄地区自治振興会長	叶野 明美	代理出席：副会長 沓澤 実
		3	八栄島地区自治振興会長	成田 信一	
		4	長沼地区自治振興会長	高橋 俊一	
		5	渡前地区自治振興会長	近藤 直志	
	児童生徒保護者	6	藤島小学校PTA会長	菅原 治	
		7	東栄小学校PTA会長	今野 貴行	
		8	渡前小学校PTA会長	加藤 正広	
		9	藤島中学校PTA会長	中田 英幸	
	未就学児保護者	10	いなば幼稚園保護者会長	上林 祐樹	
		11	藤島こりす保育園保護者会長	佐藤 謙	
		12	藤島くりくり保育園保護者会長	安在 堅	
	公共的団体	13	主任児童委員代表	前田 範子	
		14	藤島地域スポーツ少年団長	渡部 高生	
個人選出	有識者	15	東田川文化記念館長	遠田 良弘	
		16	藤島地域振興懇談会公募委員	井上 佳奈子	
		17	藤島地域振興懇談会公募委員	齋藤 直美	
		18	Hisu 花ワークショップメンバー	武田 洋	

■市関係者

役職名	氏名	備考
教育委員会 教育長	布川 敦	
教育委員会 教育部長	本間 明	
藤島庁舎 支所長	成田 譲	

■事務局

役職名	氏名	備考
教育委員会 参事兼管理課長	清野 健	事務局長
教育委員会 学校教育課長	成澤 和則	
教育委員会 学校教育課指導主幹	渡邊 智	
教育委員会管理課 庶務主査	奥山 真裕	
教育委員会学校教育課 指導専門員	落合 正幸	
藤島庁舎 総務企画課長	小林 正雄	
藤島庁舎 市民福祉課長	長谷川 郁子	
藤島庁舎総務企画課 地域まちづくり企画調整主査	齋藤 優	
藤島庁舎総務企画課 主査	後藤 春雄	

令和4年度 第1回

藤島地域教育振興会議席次

議長

議長

委員 上林 祐樹

委員 佐藤 謙

委員 安在 堅

委員 前田 範子

委員 渡部 高生

委員 遠田 良弘

委員 井上佳奈子

委員 齋藤 直美

委員 武田 洋

齋藤 昭彦 委員

沓澤 実 代理

成田 信一 委員

高橋 俊一 委員

近藤 直志 委員

菅原 治 委員

今野 貴行 委員

加藤 正広 委員

中田 英幸 委員

--	--	--

小林 成田 布川 本間 清野 成澤
総務企画課長 支所長 川教育長 間教育部長 野参事 学校教育課長

--	--	--

齋藤 後藤 長谷川 渡邊 奥山 落合
総務企画課主査 藤 務 藤 市 民 福 祉 課 長 学 校 教 育 課 指 導 主 幹 管 理 課 主 査 員 学 校 教 育 課 指 導 専 門

記者席

--

--	--	--	--

傍聴席

--	--	--	--

--	--	--	--

受付

入口

(1)設置 要綱第1条関係

藤島地域における児童生徒数の現状、学校施設等の課題等を踏まえ、藤島地域の教育環境及び教育振興の今後のあり方の検討に資するため、藤島地域教育振興会議を設置する。

(2)組織 要綱第2・3・4・7条関係

①組織

自治会等役員（自治振興会）、児童生徒保護者（PTA）、未就学児保護者、公共的団体、有識者20人以内で組織

②任期

令和5年度末

③委員長・副委員長

委員の互選により選任

④事務局

教育委員会管理課が庶務を担当し、教育委員会学校教育課、藤島庁舎総務企画課と連携し運営

(3)検討事項(案)

令和4年度・5年度にわたり7回の会議を開き検討する。

■令和4年度

- ・藤島地域教育環境の現状と課題
- ・藤島中改築に伴う教育環境の整備方針、藤島地域における小中一貫教育の形態等
- ・小中一貫教育の先進事例

■令和5年度

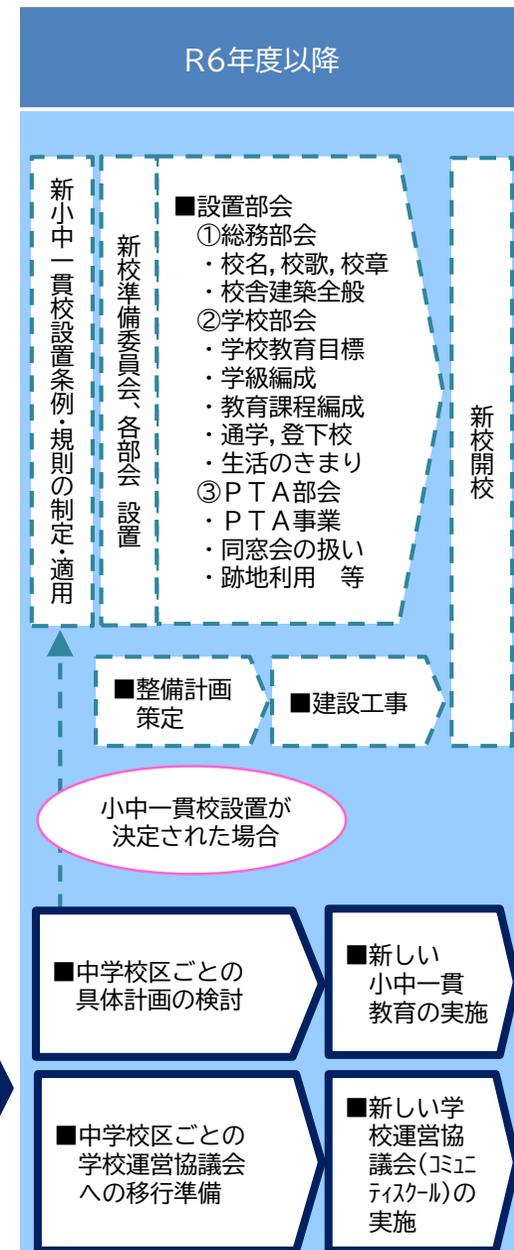
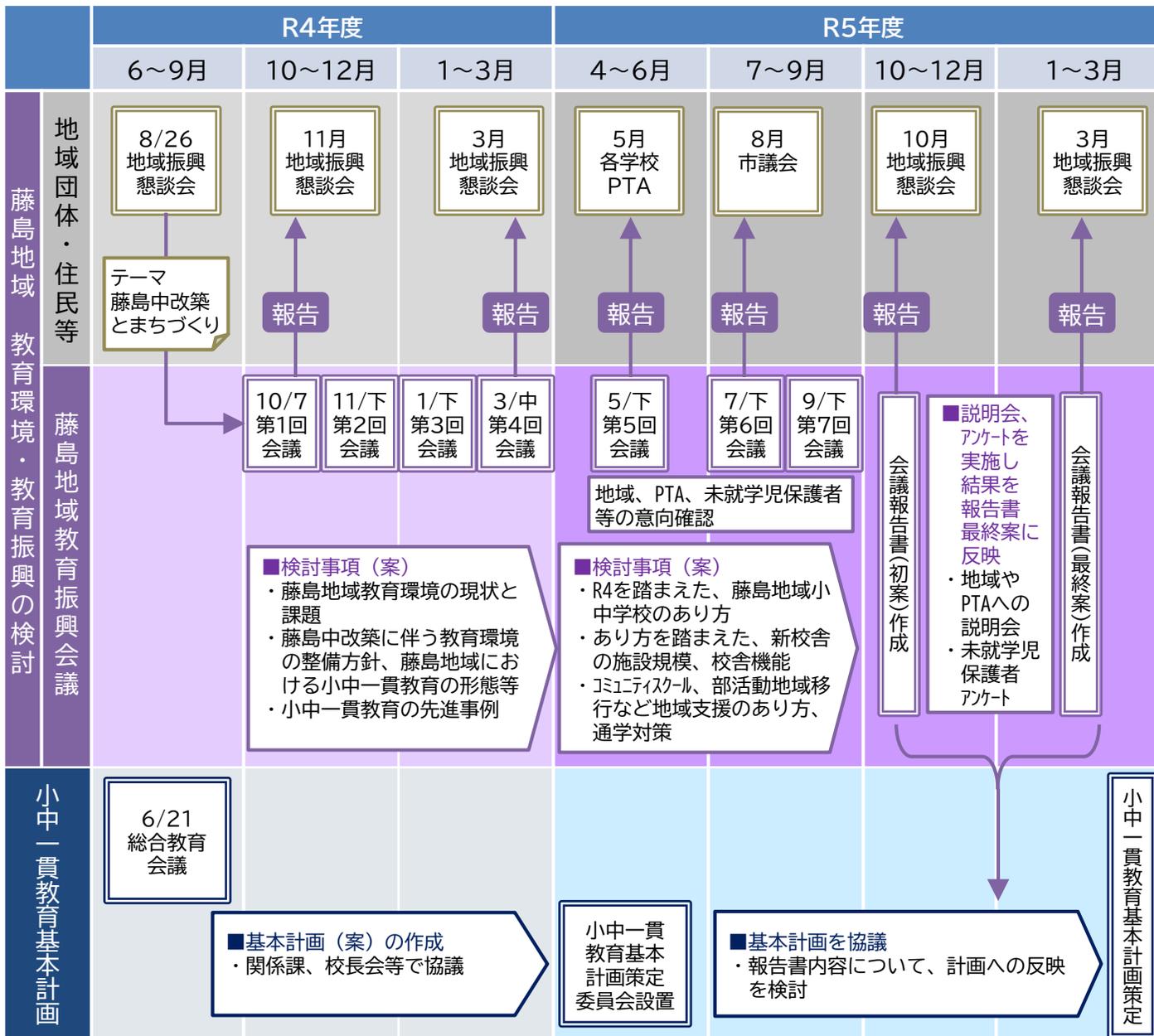
- ・令和4年度の議論を踏まえた、藤島地域小中学校のあり方
- ・藤島地域小中学校のあり方を踏まえた、新校舎の施設規模、校舎機能
- ・コミュニティスクール、部活動地域移行など地域支援のあり方、通学対策

※その他、藤島地域教育振興会議設置の目的を達するために必要な事項

(4)全体の予定

資料No.1-2 参照

2 今後のスケジュール



1. 小中一貫校の形態についての意見

(1) 小中一貫校の併設型に賛同の意見

- ・小学校全部藤島小にまとめたらいいと思う。
- ・併設型を選択し中学校を新しく建て替えて、その数年後、小学校を老朽化で建て替える時に、3つの小学校を1つに統合して、中学校と並んだ形の併設型になるのが理想と思う。

(2) 小中一貫校の一体型に賛同の意見

- ・藤小と藤中の一体型を作って、その後、渡前小と東栄小が合併となっても受け入れできる校舎にしておく。
- ・最初から一貫校として大きい建物を建てた方がなおい。支援が必要な児童も多くなり、その中で保護者の関わりができて、悩み事の共有ができる。
- ・地区の活動をとおり、小学生、中学生、高校生までの幅広い年代で交流している様子を目の当たりにしてきて、小中高一貫でもいいと思うくらいなので、小中一貫校は進めてもらいたい。
- ・一体型の建物を建てておいて、小学校はゆくゆく統合すればいい。
- ・一体型とすることに賛成です。それによって空き施設となる施設の改修や有効な活用にも力を入れる必要がある。

(3) 小中一貫校を不安視する意見

- ・小中一貫教育で期待されることは記載されているが、デメリットはないのか。児童数の減少からの考え方であるのは分かるが、内容については理解が難しい。
- ・小中一貫校は選択肢の一つであると思うので、一貫校ありきということではない。

- ・中高一貫校の実施が決まったばかりなのに、今度は小中一貫校。なぜ急にそうなるのかが分からない。なぜ、それが必要なのかもっと分かりやすい説明がほしい。
- ・一貫校にすれば本当に不登校が減るのか分からないし、まだよく理解できない。

2. 改築に際しての要望

- ・改築は何十年に一度の大事業。子供たちは卒業したら、いなくなってしまうが、地域の人は住み続ける。その人たちが楽しめるまちづくりを改築と絡めていければいい。
- ・予算ありきや効率だけでなく子供たち主体、地域主体を考えて本末転倒にならないようにしてほしい。中一ギャップの問題もあるが、改築をチャンスと捉え、子供たちのことを考えて進めてほしい。

3. 文厚エリアの施設に対する意見

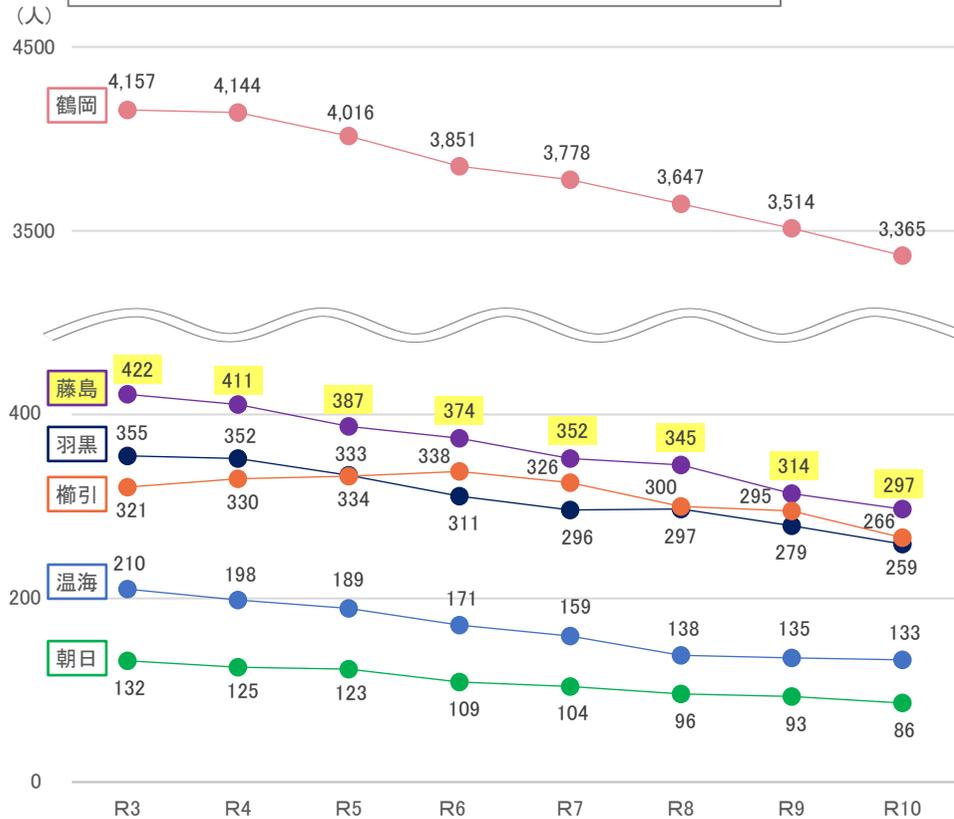
- ・まちづくりコーディネートのプロに依頼して、自分たちの意見を吸い上げてもらい、提案してもらおう。
- ・学童は学校併設でなくていい。
- ・図書館は併設がいい。
- ・武道館は、床を修繕しているので改修でいい。
- ・武道館はそのままよい。
- ・現状の武道館は、屋根から歩道に落雪があり、冬期間通れない状態となっており、ずっと地域の課題になっている。
- ・三川のテオトルや鶴岡のソライのような施設を作れば賑わうのではないかと思う。

1 藤島中学校区の教育環境の現状と課題(小学校児童数の推移)

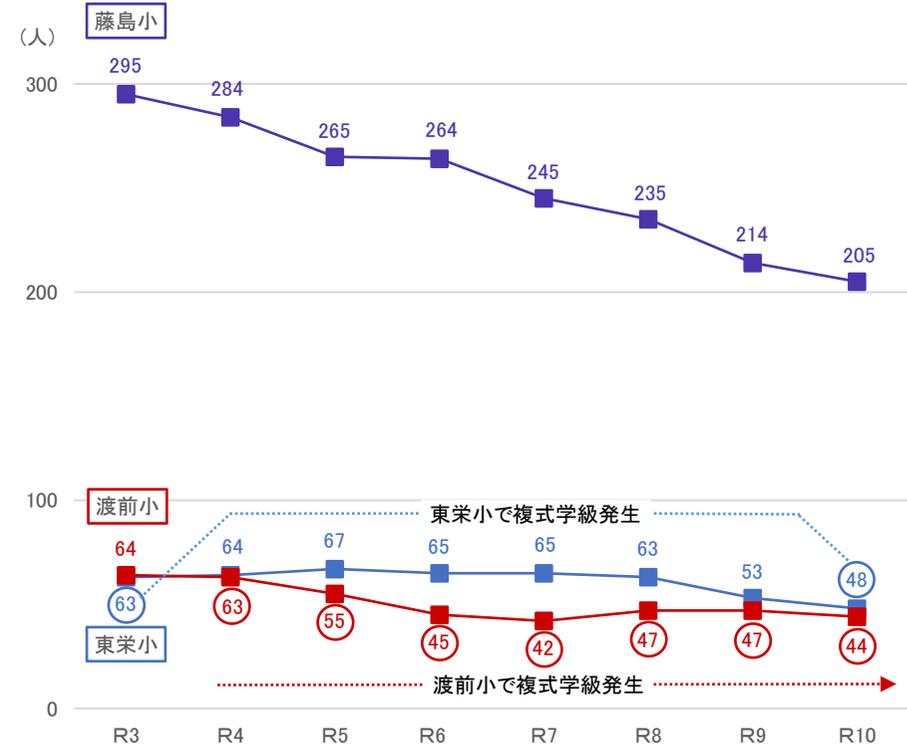
令和4年10月7日
教育委員会管理課

資料No.2-1

■グラフ1 各地域の小学校児童数(総数)の推移



■グラフ2 藤島地域の各小学校児童数(総数)の推移



(参考) 令和4年度小・中学校区別・年齢別集計より。なお、特別支援学校通学や区域外通学等が反映されていない場合あり。R10年度はR3年度に生まれた子どもが小学校に入学する年度

■現状と課題

◎藤島地域ではR3年度から10年度までに、児童数が29.6%減少することが見込まれ、その割合は他地域と比較し中位にある。

(参考)

鶴岡：19.1%、羽黒：27.0%、榎引：17.1%、朝日：34.8%、温海：36.7%

◎R10年度には羽黒地域、榎引地域と同程度の児童数となり、小規模校化が進む。

■現状と課題

◎R3年度から10年度までに、児童数が東栄小は23.8%、藤島小は30.5%、渡前小は31.2%減少することが見込まれる。

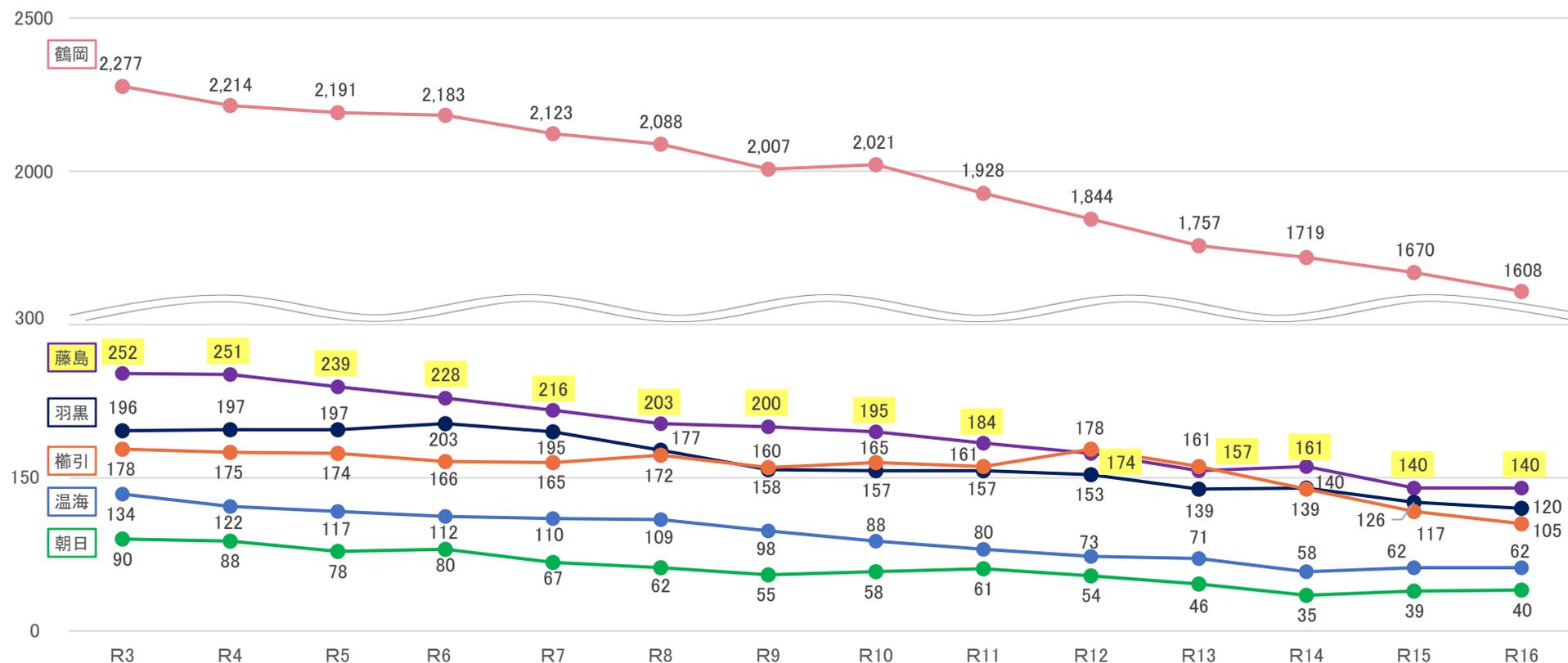
◎東栄小ではR3、10年度に、渡前小ではR4～10年度に複式学級が発生。特に、渡前小では恒常化が懸念される。

2 藤島中学校区の教育環境の現状と課題(中学校生徒数の推移)

令和4年10月7日
教育委員会管理課

資料No.2-2

■グラフ3 各地域の中学校生徒数(総数)の推移



(参考)令和4年度小・中学校区別・年齢別集計より。なお、特別支援学校通学や区域外通学等が反映されていない場合あり。R16年度はR3年度に生まれた子どもが中学校に入学する年度

■現状と課題

◎藤島地域ではR3年度から16年度までに、生徒数が44.4%減少することが見込まれ、その割合は他地域と比較し中位にある。

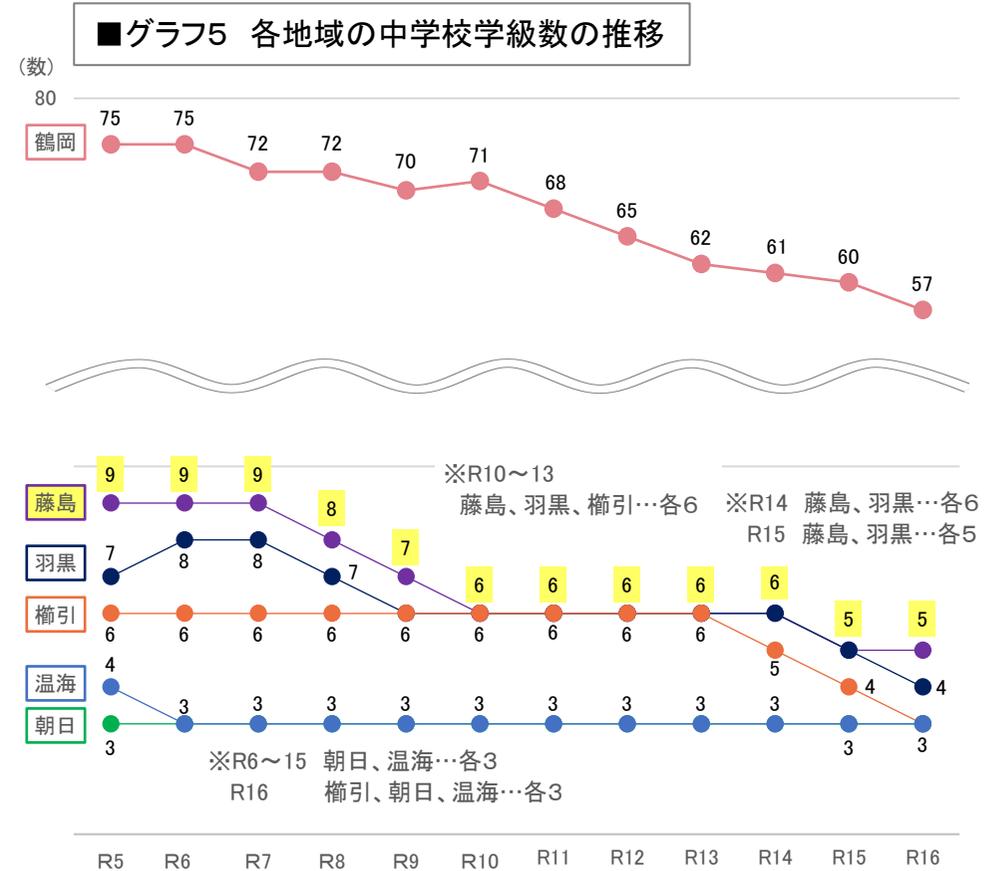
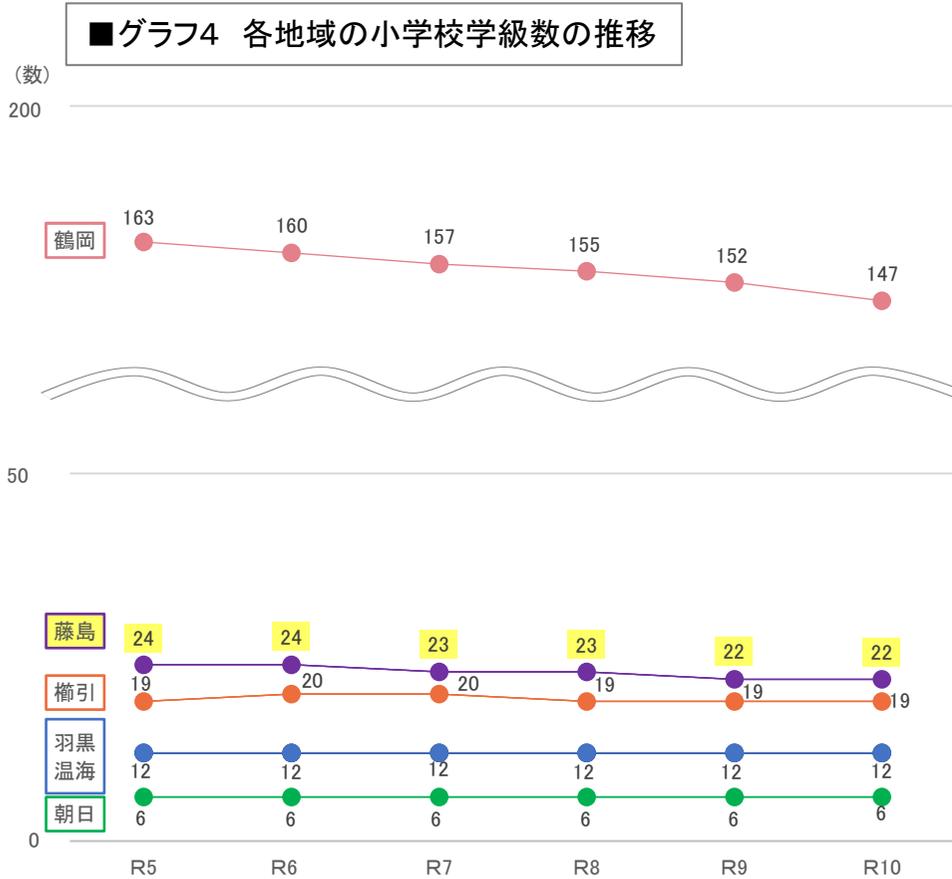
(参考) 鶴岡：29.4%、羽黒：38.8%、榑引：41.0%、朝日：55.6%、温海：53.7%

◎R12～13年度には榑引地域の生徒数が藤島地域を一時的に上回る。

3 藤島中学校区の教育環境の現状と課題(学級数の推移)

令和4年10月7日
教育委員会管理課

資料No.2-3



(参考)令和4年度小・中学校区別・年齢別集計より試算。なお、複式学級発生は考慮していない。特別支援学級は除く。

■ 現状と課題

- ◎鶴岡地域と藤島地域のみ減少することが見込まれる。
- ◎小規模校化により教職員配置数も減少する。

■ 現状と課題

- ◎藤島地域ではR10~13年度に、羽黒地域、榎引地域の同じ学級数となり、その後も減少することが見込まれる。
- ◎小規模校化により教職員配置数も減少する。

4 藤島地域小中学校の施設面での現状と課題(藤島中、藤島小)

令和4年10月7日
教育委員会管理課

資料No.2-4

藤島中学校



校舎棟 昭和43～44年
(築53～54年) 旧耐震

屋体棟 昭和44年(築53年)
旧耐震

令和2年度 長寿命化計画

劣化
状況結果 C～D
(広範囲に劣化、
早急に対応が必要)

耐震診断
(H19年度
実施)

校舎棟 H21・24・25年度
耐震改修工事

屋体棟 H21年度耐震改修工事

健全度

校舎棟 41～53点
/100点

屋体棟 27点/100点

現在の状況

■ 躯体

地盤沈下等で段差が生じている箇所あり ★★

■ 設備

設備系統が古いので、設備寸法が建屋の寸法に合わず更新費用がかさむ ★★★

■ 内外装等

梁や軒天にクラック、仕上げ材の剥離あり(梁部はR3年度末に応急処置対応) ★★★

内壁、外壁にクラック多数あり ★★

凡例…緊急度
★★★ 高
★★ 中
★ 低

藤島小学校



校舎棟 昭和51年(築46年)
旧耐震

屋体棟 昭和52年(築45年)
旧耐震

令和2年度 長寿命化計画

劣化
状況結果 C(広範囲に劣化)
内部仕上げのみB
(部分的に劣化)

耐震診断
(H12年度
実施)

校舎棟 H14・15耐震改修工事

屋体棟 Is値0.91だったため
補強未実施

健全度

校舎棟 53点/100点

屋体棟 40点/100点

現在の状況

■ 躯体

地盤沈下等で校舎床が傾いていたり、建具との隙間、外階段やベランダ等と壁面に隙間が生じている箇所あり ★★★

■ 設備

敷地内給水管に漏水箇所が多数みられ、修繕が追いつかない ★★

■ 内外装等

梁や軒天にクラック、仕上げ材の剥離あり ★★★

床面にクラックあり ★★

内壁、外壁にクラック多数あり ★

防水シート、雨樋の劣化等により雨漏り箇所があり ★

凡例…緊急度
★★★ 高
★★ 中
★ 低

5 藤島地域小中学校の施設面での現状と課題(東栄小、渡前小)

令和4年10月7日
教育委員会管理課

資料No.2-5

東栄小学校



校舎棟 昭和59年（築38年）
新耐震

屋体棟 昭和55年（築42年）
旧耐震

令和2年度 長寿命化計画

劣化
状況結果 C（広範囲に劣化）

耐震診断
(H19年度
実施)

校舎棟 対象外

屋体棟 H24耐震補強工事

健全度

校舎棟 40点/100点

屋体棟 40点/100点

現在の状況

■躯体

鉄筋の腐食によりコンクリート壁が爆裂した箇所が多数あり剥離の危険あり ★★★

■設備

設備が古く更新費用が高額 ★★

■内外装等

体育館外壁（モルタル）全体にクラックあり ★★

体育館内壁にクラックあり、雨水の浸透あり ★★

コンクリート壁が全体的に劣化し、白華（炭酸カルシウム化）箇所あり★

校舎・天井に複数の隙間やずれあり ★★

凡例…緊急度
★★★★ 高
★★★ 中
★★ 中
★ 低

渡前小学校



校舎棟 昭和63年（築34年）
新耐震

屋体棟 昭和54年（築43年）
旧耐震

令和2年度 長寿命化計画

劣化
状況結果 C（広範囲に劣化）

耐震診断
(H19年度
実施)

校舎棟 対象外

屋体棟 H24年度耐震補強工事

健全度

校舎棟 40点/100点

屋体棟 40点/100点

現在の状況

■躯体

鉄筋の腐食によるコンクリート壁の剥離箇所あり ★★★

地盤沈下等で傾きや隙間が生じている箇所あり ★★

■設備

設備が古く更新費用が高額 ★★★

■内外装等

梁や軒天にクラック、仕上げ材の剥離あり ★★

内壁、外壁にクラックあり ★

凡例…緊急度
★★★★ 高
★★★ 中
★★ 中
★ 低

1 学校教育の現状と課題

(1) 確かな学力の育成

- ★タブレット型PCを効果的に活用しながら主体的・対話的で深い学びを実現し、確かな学力を育成する
 - 思考力・判断力・表現力の育成
 - 情報活用能力の育成
 - つまづきに応じた系統的な指導による算数数学と英語の学力向上

(2) 小中ギャップへの対応

- ★小学校と中学校との違い
 - 学校生活の枠組（多人数での活動、学習内容の質的量的変化、遊び時間から休憩・移動時間へ、部活動の実施、通学区域の拡大等）
 - 指導体制（学級担任／教科担任）
 - 評価方法（単元テスト／定期テスト）
- ★令和3年度不登校数
 小6 14人 中1 43人 中2 40人 中3 36人

(3) 社会性育成機能の強化

- ★地域コミュニティの希薄化、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加等→大人と子どものコミュニケーションの減少
- ★子どもの数の減少→子ども同士の多様な関わりへの減少（より多くの教員等との関わり、異学年交流の必要性）

(4) ふるさと鶴岡を愛する子どもの育成

- ★地域との連携・協働による特色ある活動の更なる充実
 - 地域のよさや鶴岡市の強みを知る、追究する総合的な学習の充実
 - 鶴岡市の自然、歴史、文化等を体験する活動の充実
- ★キャリア教育の充実

児童生徒数等の推移	R4	R10	増減
小学校児童数	5,560	4,406	-1,154
児童数100人未満の小学校数	8	12	+4
複式学級のある小学校数	2	6	+4
中学校生徒数	3,047	2,684	-363
生徒数100人未満の中学校数	2	3	+1

(5) 学校課題の多様化・複雑化

- ★貧困や虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、いじめや不登校児童生徒の増加、外国語教育の充実やGIGAスクール構想などの時代の要請等
- ★多様化・複雑化する課題には学校単位の努力だけでは十分な対応が難しい。

2 課題解決に向けた施策

確かな学力の育成

小中ギャップへの対応

社会性の育成

鶴岡を愛する子どもの育成

多様化・複雑化する課題への対応

(1) 地域とともに特色ある教育の推進

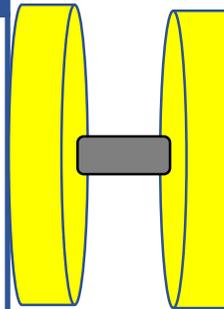
コミュニティ・スクール(学校運営協議会:CS)

学校と保護者・地域住民等が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みである学校運営協議会を設置している学校。

コミュニティ・スクールで期待・心配されること

- ☆子どもたちの学びや体験活動が充実するとともに、地域の担い手としての自覚が高まる。
- ☆地域との組織的な連携・協働体制が確立することで、子どもとじっくり向き合う時間が確保される。
- ☆学校の教育活動に参画することで、生きがいや自己有用感の形成につながるとともに、学校を核とした地域のネットワークが形成される。
- ★協議会を開催することで、学校での事務作業等が増えるとともに、委員になった地域の方の負担も増える。
- ★委員の報酬等の予算が必要になる。

両輪



(2) 小中連携教育の深化

小中一貫教育

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育課程を編成して継続的・系統的な指導を行う教育。

小中一貫教育で期待・心配されること

- ☆一貫した方針による系統的な指導により、個性や能力を伸ばすことができる。
- ☆異年齢の子どもたちの意図的な交流等により、豊かな人間性や社会性を育成できる。
- ☆小中ギャップの軽減、いじめや不登校が減少する。
- ☆弾力的な教育課程の編成や小学校での教科担任制の導入など創意工夫した教育活動が可能になる。
- ★小中学校間の会議や乗り入れ授業等で教員の負担が増える。
- ★小学生のリーダーシップを発揮する機会が少なくなり、自主性や積極性が育ちにくい。

CSと小中一貫教育を両輪として推進

鶴岡市教育目標

ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成

3 小中連携教育と小中一貫教育の違い

これまでの小中連携教育

<円滑な接続を目指す>

小学校と中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。

- ①ブロック校長会で互いの状況等の情報交換
- ②中学校での入学説明、見学、体験授業の実施
- ③小学校6年生の状況を中学校に説明
- ④中学校1年生の状況を小学校に説明
- ⑤ブロック研修会の実施（教職員研修）

深化

これからの小中一貫教育

<系統的な教育を目指す>

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す。

- ※（連携の①～⑤に加えて）
- ⑥目指す子ども像や重点等の共有
 - ⑦9年間を通じた教育課程の編成
 - ⑧児童生徒、教職員の計画的な交流や協働
 - ⑨中学校ブロックでの家庭・地域との連携

<小中一貫教育でできること>

⑥目指す子ども像や重点等の共有

- 児童生徒の課題を踏まえ、課題の解決に向けて9年間で育む子ども像や取組の重点を明らかにする。
- ・9年間の見通しを持った一貫した方針による系統的な指導
- ・小中学校で同じ重点的な取り組みの実施
- ・教職員の連携・協働への意識化

⑧児童生徒、教職員の計画的な交流や協働

- 児童生徒計画的な交流
 - ・小学生による中学校体験入学（6年だけでなく）
 - ・中学生による小学校でのボランティア活動
 - ・合同行事の実施、ICTを使った学校間交流 etc
- 教職員の計画的な協働・研修
 - ・教務、学習指導、生徒指導、健康安全指導、特別支援教育での課題解決に向けた共通した取組や研修の実施

⑦9年間を通じた教育課程の編成

- 目指す子ども像や重点等に対応した教育課程を編成する。
 - ・系統を意識した教育活動の実施（算数・数学、英語、総合等）
 - ・課題に応じた授業時数の配分（重点教科の時数増）
 - ・柔軟な学年区分の設定（4-3-2等）
 - ・計画的な乗り入れ授業の実施

小中一貫校

⑨中学校ブロックでの家庭・地域との連携

- 中学校区で目指す子ども像等を共有し、「家庭・地域とともにある小中一貫教育を進める。
- ・PTAと連携した系統的なネットモラル等の指導
- ・より多くの地域の方々から参画していただく教育活動の実施
- ・休日部活動の地域移行の促進 etc



4 鶴岡型小中一貫教育の概要

(1) ねらい

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 連続した学びによる学力の向上 | 2 豊かな人間性、社会性の育成 |
| 3 心身の健康の増進と体力の向上 | 4 ふるさと鶴岡を愛し、誇りに思いう心情の育成 |

(2) 基本方針

- これまでの「小中連携教育」を深化させ、「4つのつながり」を大切にした「鶴岡型小中一貫教育」を進める。
- 中学校区の実情を踏まえ、小中一貫校への移行も含めて小中一貫教育を推進する体制を検討し、整備する。(基本計画策定委員会、推進委員会)
- コミュニティ・スクールとの関連を図り、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進める。(中学校ブロック毎のCSの実施)
- 特に「ふるさと学習」(総合的な学習の時間)や「外国語教育」、「ICT活用教育」の充実を図る。

(3) 大切にする4つのつながり

【目標のつながり】

児童生徒の課題を踏まえ、課題の解決に向けて9年間で育む子ども像や取組みの重点を明らかにして共有する。

【教育課程のつながり】

目指す子ども像に基づき、重点等に対応した教育課程を編成する。

- ・システムを明らかにした教育活動の実施
- ・課題に応じた授業時数の配分
- ・学年区分の設定(4-3-2等)
- ・計画的な乗り入れ授業の実施

一貫校

【活動のつながり】

計画的な交流を実施する。

- ・小学生による中学校体験入学
- ・中学生による小学校でのボランティア活動等

教職員の協働を実現する組織づくりと合同研修を実施する。

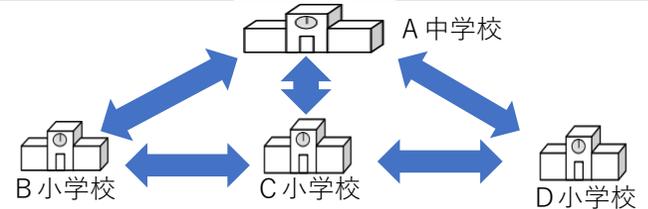
【家庭・地域とのつながり】

家庭・地域とともにある小中一貫教育を進める。

- ・生活リズム、ネットモラルの指導
- ・地域のよさや鶴岡の強みを知る、追究する「ふるさと学習」の推進
- ・休日部活動の地域移行の促進

(4) 3つの形態

既存の中学校ブロックでの一貫教育



発展

小中一貫校の設置

併設型(2つの職員組織)



施設一体型(1つの職員組織)

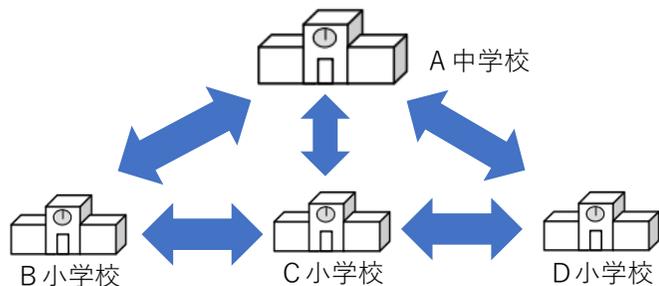


5 今後のスケジュール

	R 4	R 5	R 6	R 7
一貫教育	鶴岡型小中一貫教育基本計画の検討・策定		<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校ブロックでの具体計画の検討 ・一貫校設置の条例・規則の制定(必要に応じて) 	新しい鶴岡型小中一貫教育の実施(既存の中学校ブロックでの一貫教育)
C S			<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック毎の学校運営協議会への移行・準備(既存の協議会を活かす) ・学校運営協議会規則の改定 	新しいコミュニティ・スクールの実施(既存の中学校ブロックでのCS)

【資料:「鶴岡型小中一貫教育」の3つの形態】

(1) 既存の中学校ブロックの形態を維持(一貫校はつからない)



① 特徴

施設形態	既存の施設をそのまま使用
職員組織	既存のそれぞれの学校に校長、それぞれの教職員組織
修業年限	小学校6年、中学校3年
教育課程	義務教育9年間を見通した教育目標・めざす子ども像を設定し、9年間の系統性に配慮がなされる教育課程を編成

② メリット

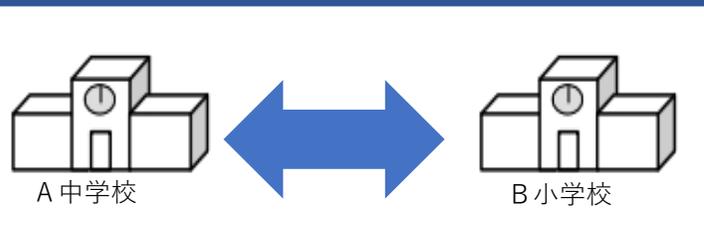
- ・ 既存の施設・組織でこれまで行ってきた小中連携をバージョンアップさせるイメージなので取り組みやすい。
- ・ 児童生徒や教職員の交流が少ないので、負担も少ない。

③ デメリット

- ・ 施設も組織も変わらないので、一貫教育の実感を得にくい。
- ・ 乗り入れ授業を実施する場合、教職員の移動や日課表の調整が必要である。(回数は少ない。)
- ・ 異学年交流を実施する場合、児童生徒の移動手段・時間の確保が必要である。(回数は少ない。)
- ・ 一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を実施することができない。

《参考文献》 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」 文部科学省 H28.12.26」
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」 文部科学省 H30.1.23」
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集—第2版—」 文部科学省 R4.3.9」

(2) 併設型小学校・中学校



① 特徴	
施設形態	施設一体型、施設隣接型(*1)、施設分離型(*2)での設置可能 (*1…同一の敷地に2つの校舎 *2…異なる敷地にそれぞれの校舎)
職員組織	それぞれの学校に校長、それぞれの教職員組織
修業年限	小学校6年、中学校3年
教育課程	既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施

※ 施設一体型や施設隣接型での設置も可能ではあるが、他の形態との違いを分かりやすくするために、施設分離型をモデルとして説明。

② メリット

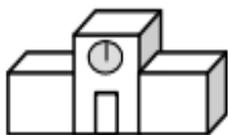
- ・一貫校になることで児童生徒や教職員、保護者の意識が高まる。
- ・児童生徒の交流や教員の乗り入れ授業を計画的に行うことができる。
- ・「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- ・一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められる。
- ・校舎新築時に、国の補助が1/2になる。

③ デメリット

- ・施設も組織も変わらないので、一貫教育の実感を得にくい。
- ・乗り入れ授業を実施する場合、教職員の移動や日課表の調整が必要である。
- ・異学年交流を実施する場合、児童生徒の移動手段・時間の確保が必要になる。
- ・教職員間の会議、打ち合わせ等の時間が増える。乗り入れ授業をすることで教員の負担が増える。

《参考文献》 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」 文部科学省 H28.12.26
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」 文部科学省 H30.1.23
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集—第2版—」 文部科学省 R4.3.9

(3) 義務教育学校



義務教育学校

※ 施設併設型や施設分離型での設置も可能ではあるが、他の形態との違いを分かりやすくするために、施設一体型をモデルとして説明。

① 特徴

施設形態	施設一体型、施設隣接型(*1)、施設分離型(*2)での設置可能 (*1…同一の敷地に2つの校舎 *2…異なる敷地にそれぞれの校舎)
職員組織	1人の校長、1つの教職員組織
修業年限	9年（前期課程6年+後期課程3年）
教育課程	義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施

② メリット

- ・一貫校になることで児童生徒や教職員、保護者の意識が高まる。
- ・児童生徒の交流や教員の乗り入れ授業を計画的に容易に行うことができる。（小学校高学年での教科担任制、中学校での免許外指導の解消）
- ・「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定しやすい。
- ・一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められる。
- ・9年間同じ学校で生活することで、問題行動や不登校が減少する。
- ・校舎新築時に、国の補助が1/2になる。
- ・中学校が5学級以上であれば加配教員1名が配置される。

③ デメリット

- ・小学校の卒業や中学校の入学がなく、9年間同じ学校に通うので、気持ちのリセットをする機会が少ない。
- ・小学生のリーダーシップを発揮する機会が少なくなり、自主性や積極性が育ちにくい。
- ・軌道に乗るまでは、会議や打ち合わせが増え、教職員の負担が増える。
- ・学校の統廃合が実施される場合には、今まで行ってきた特色ある教育活動をすべて継続することは難しい。また、学校のなくなる地域では子どもたちの活動を意図的・計画的に行う必要がある。

《参考文献》 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」 文部科学省 H28.12.26
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」 文部科学省 H30.1.23
 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集—第2版—」 文部科学省 R4.3.9

これまでの地域振興懇談会で出された主な意見等(R3年度 第1回～第3回)

R3年度 第1回懇談会(R3.6.29)

- 文厚エリアだけでなく地域にも目を向けてもらうように努力してほしい
- 児童数が減るのは承知しており、今後統合の方向もわかるが、小学校がなくなると活気が薄れる
- 中学校は、無駄を省き計画的に修理や建て替えを行うべき
- 渡前、東栄が統合となった場合、跡地活用などは地域の意見を吸い上げてほしい

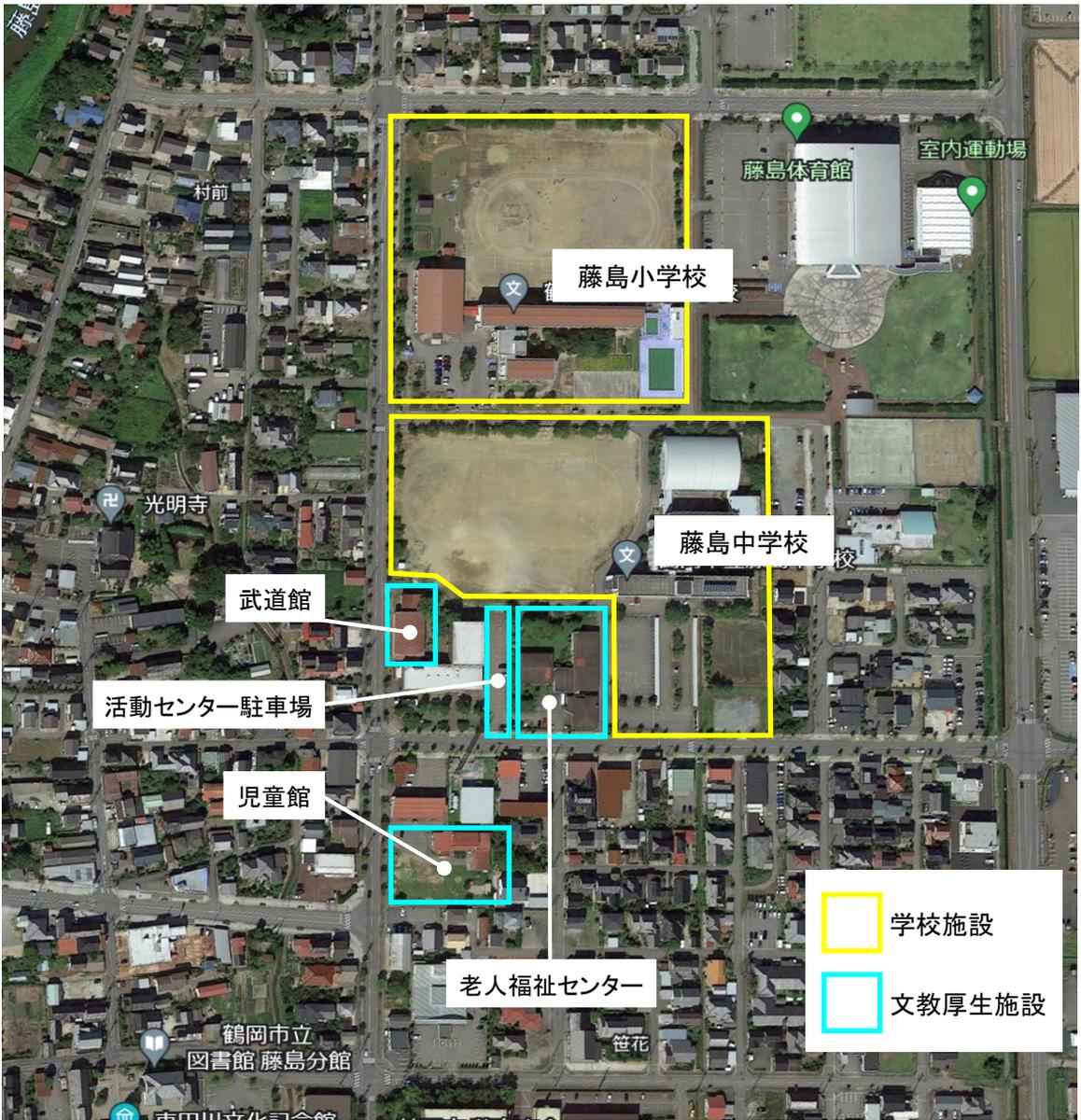
R3年度 第2回懇談会(R3.12.14)

- 中学校の改築と周辺施設の整備構想は藤島地域にとって重要な課題
- 生徒数の見通しなどを踏まえて、東栄小、渡前小も一緒に考えて今後の方針を示してほしい
- 老朽化施設は、そのまま建て替える時代ではない。藤島地域全体の視点で再生化を図るべき
- 藤島地区(中心部)だけでなく、全地区含めて考えてもらいたい
- 小中一貫校や各小学校を残すかなど期成同盟会形式で進めたらどうか
- 施設整備は、小学校統合後の空き施設を利用する視点もある
- 施設整備は、地域全体の振興が図れるように考えてほしい
- 小規模校では、競争意識が芽生えない。デリケートな問題だが前向きに考えてはどうか
- 長沼小の統合は、教委主導で進んだ印象だったが、今の子どもたちを見る限り正解のようにも見える
- 統合で小学生との交流の場が失われたのは寂しいが、地域で子どもたちと関わる新たな事業も生まれた
- 住民それぞれの想いをできるだけ拾いデザイン化することが重要。専門家の力が必要
- 中学校改築は、50年に1度、ぜひいいものを作ってほしい。先進事例を集めての議論が大切
- すべての施設の改修は難しいので、一つの施設に統合する考えもある
- 老人福祉センターは役割をほぼ終えた施設。今後、文厚エリアの整備の際に撤去してほしい

R3年度 第3回懇談会(R4.3.15)

- 中学校改築が文厚エリア事業として令和4年度から計画どおりに進むよう取り組みを
- 中学校の天井の崩落をきっかけに、安全・安心な教育環境の整備が急務
- 着々と進めていかないと適切な時期に目標を達成できない。中心となるリーダーが重要

藤島中学校周辺施設位置図



①全校の課題…コンクリートの品質状態による躯体の劣化

全校1980年代に建設された鉄筋コンクリート造の校舎であるが、当時のコンクリート品質管理、現場での打設管理の状態から、コンクリートのアルカリシリカ反応現象（ASR現象）と思われる劣化が多数見られる。

ASR現象により、内部鉄筋の腐食膨張、躯体のひび割れ、剥離が起こり、全体として校舎強度に影響が生じてきている。

※アルカリシリカ反応現象（ASR現象）

コンクリートに含まれるアルカリ性水溶液が骨材(砂・砂利)の特定成分と反応し、異常な膨張、それによるひび割れを生じさせる。これにより外部からの水の浸入を許し、内部の鉄筋の腐食、それによる爆裂から躯体全体が劣化していく。



東栄小の躯体の劣化
左：鉄筋の腐食によるコンクリートの剥離
右：躯体のひび割れ（専用のクラック注入材で補修した箇所）



藤島小の躯体の劣化
コンクリートの厚さが適切でないため亀裂が生じている

③藤島小・藤島中の課題地盤沈下による躯体のゆがみ

地震の影響と思われる地盤沈下が生じ、校舎内部にゆがみが生じている。特に**藤島小**については体感的・視覚的にゆがみが確認でき、普段の生活でも少しずつ問題が生じ始めている。



藤島小の校舎内のゆがみ
天井と間仕切壁の間に不均一な隙間ができ扉の開閉がスムーズな状態ではない箇所がある。
床も同様にゆがみ、配膳車の運搬等に支障が出てきている。



藤島中の校舎（外回り）のゆがみ
外構土間が沈下し、躯体基礎部から離れてしまっている。

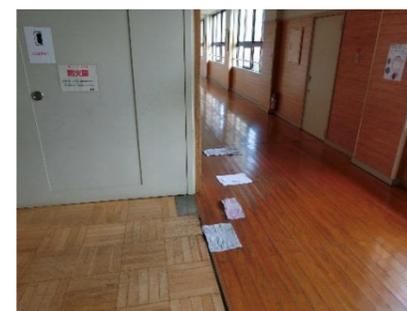
②全校の課題…躯体劣化による仕上げ材への影響

修補を行いたいものの、躯体強度が無いために施すことが難しい状態の部分も見られ、立入禁止などの対応をせざるを得ず、本来の使い方ができないところがある。

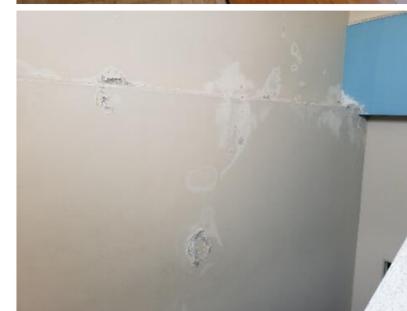
また、コンクリート躯体の劣化により生じた亀裂などから、雨漏りや白華現象が起こり、仕上げ材の劣化につながっている箇所が全校みられる。いずれも躯体劣化による二次的被害の状態。

※白華現象（エフロレッセンス）

モルタル内の水酸化カルシウムが雨水などに溶け出し、空気中の二酸化炭素と反応して炭酸カルシウムになる現象。内部の場合は冬や湿気が多い梅雨時期などに起こりやすい。



渡前小の雨漏り（3階）



東栄小の内壁の白華現象
躯体強度の影響はないが、生活上の支障がある。



藤島小体育館の仕上げ材ひび割れ
地盤沈下の影響もあるが、雨漏り等で仕上げモルタルにひびと膨れが生じている。



藤島小の軒天材の剥離
上部躯体のひび割れが貫通して雨水が侵入し、仕上げ材が膨れ剥離したもの



藤島小の外部階段手摺
劣化しているため手摺を更新したいが躯体強度が無いため更新できない。



藤島中の化粧モルタルの剥離落下
躯体コンクリートの補修で塗られたモルタルが経年劣化で剥離した（緊急修繕済）

④地震による耐力度低下の懸念（推測）

耐震補強工事完了後に東日本大震災(H23)、山形県沖地震(R1)の影響を少なからず受けているため、補強の状態も補強当初から減衰している可能性があり、いずれも耐震診断もしくは耐力度調査を再度行う必要がある。

特に耐震診断の対象とならなかった、東栄・渡前の校舎棟、耐震診断結果から補強が行われていない藤島小屋体棟については地震の影響を大きく受けている可能性がある。

「小中一貫教育」って？

鶴岡型小中一貫教育を進めるにあたってのQ&A集【第1版】

(R4.10.7 鶴岡市教育委員会)

Q1 小中一貫教育って、何ですか？

A1 平成28年に国が定めた学校教育に関わる制度です。

平成12年の初め頃に、広島県呉市をはじめ、東京都品川区、東京都三鷹市でモデル的に進められた取組みで、平成20年に教育課程特例校制度として全国に広まりました。10数年にわたり自治体や学校現場での取組みが積み重ねられ、成果が明らかになり、正式な学校制度として法制化すべきと要望があったことから、平成27年に学校教育法等に係る法律が改正され、平成28年に小中一貫教育が制度化されました。

Q2 小中一貫教育って、どのような教育ですか？

A2 小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育を目指します。

9年間の一貫教育の取組みの例として、「系統性を重視した学習カリキュラムの開発」「学習面や生活面のルールの統一」「中学校教員による小学校での乗り入れ授業」「学校行事等の合同実施や相互参加」「地域行事への合同参加」などがあります。

Q3 なぜ、いま小中一貫教育が必要なのですか？

A3 学校教育の課題解決と子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導のためです。

平成18年の教育基本法と平成19年の学校教育法の2つの法律が改正され、義務教育の目的と目標既定が新しく設けられました。また、近年は教育の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、小学校と中学校との違いによる「小中ギャップ」への対応が求められています。平成26年12月に国の中央教育審議会が公表した「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」では、小中一貫教育に取り組むことで、「授業の理解度の向上」や「学習に悩みを抱える児童生徒の減少」、「小中ギャップの緩和」や「自己肯定感の向上」という効果があげられています。また、教職員にも、「指導方法への改善意欲の向上」、「教科指導力・生徒指導力の向上」「小中学校間における授業観や評価観の差の縮小」など成果が示されました。本市では、このような成果がある小中一貫教育は、学校教育の課題の解決、また、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導について有効であり、必要な取組みと判断しました。

Q4 鶴岡市では小中一貫教育で何を目指しているのですか？

A4 鶴岡型小中一貫教育として、「目標」「教育課程」「活動」「家庭・地域」の4つのつながりを大切に、小・中学校の9年間を一貫した教育方針で子どもたちを育てます。

本市では、これまで小学校と中学校の連携を大切に、互いの情報交換や交流、授業研修などを通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す「小中連携教育」に取り組んできました。しかし、めざす子ども像や教育課程は、小学校、中学校がそれぞれ作成し、実践していたため、体系的な教育が難しい状況でした。そのため、これから取り組む「鶴岡型小中一貫教育」では、小学校から中学校への円滑な接続にとどまらず、9年間を通した教育課程の中で子どもたちを体系的に指導することで、確かな学力や社会性の育成と魅力ある学校づくりにつながっていくと考えています。

Q5 鶴岡型小中一貫教育は、今の学校のままでできるのですか？

A5 鶴岡型小中一貫教育を行うには、以下の3つの形態があります。

①現在の中学校ブロックでの一貫教育…小中一貫校ではありません

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を行う

②併設型小学校・中学校…小中一貫校

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う学校

③義務教育学校…小中一貫校(1つの学校)

1人の校長のもと、1つの教職員組織が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校

本市で進める鶴岡型小中一貫教育は、中学校区ごとに①を基本に小中一貫教育を実施していますが、小中一貫教育をより効果的に進めることができる②③についても、必要に応じ検討を進めます。

特に、藤島中学校では老朽化が著しく改築が迫っていることから、藤島地域における鶴岡型小中一貫教育と、学校施設の規模や機能のあり方について令和4年度から具体的に協議を進め、令和5年度中を目途に方向性をまとめる予定です。

Q6 小中一貫校は全国的にどのくらいあるのですか？

A6 令和2年の学校基本調査によると、全国に1,175の小中一貫校があります。

山形県内では、新庄市(平成27年、令和3年)、戸沢村(令和3年)に義務教育学校が設置されています。また、酒田市、金山町ほか複数の自治体で小中一貫教育が検討・推進されています。全国的にも小中一貫教育に取り組む自治体は増加しています。

Q7 小中一貫教育は、学校規模の適正化（統廃合）のために導入するものですか？

A7 鶴岡市の義務教育の質を向上する教育のシステムとして導入します。

小中一貫教育は、学校教育の課題を解決し、義務教育の充実を図り、子どもたちの確かな成長を実現することを目的に全国で導入が進んでいます。一方、学校規模の適正化（統廃合）は、少子化による学校の小規模化が進む中、適正な規模を確保することで、学校機能が十分発揮できる教育環境を整備していくことを目的としています。そのため、小中一貫教育の目的と学校規模の適正化（統廃合）の目的は根本的に違うものです。ただし、地域によっては、小規模化の進展が予測されるなか、児童生徒の集団規模の確保や異学年交流等を意図し、小中一貫教育を導入することも一つの方策として考えられます。

Q8 鶴岡市はどのようにして小中一貫教育を進めていくのですか？

A8 一律に小中一貫教育を行う学校を設置するのではなく、既存の中学校区で、地域の実情や学校、保護者、地域の方々の声を丁寧に聞きながら、小中一貫教育を進めます。

令和5年度に「鶴岡型小中一貫教育基本計画策定委員会（仮）」を設置し、同年度中に「鶴岡型小中一貫教育基本計画」を策定します。その後、令和6年度に中学校区ごとに、目指す子ども像等の具体的な計画を検討し、令和7年度から既存の11中学校区ごとに鶴岡型小中一貫教育をスタートします。この一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて、地域の皆様の声を丁寧にお聞きし、地域の実情に応じた学校の形態についても検討することとしています。

Q9 小中一貫教育の具体的なメリットや課題は何ですか？

A9 平成27年2月に文部科学省が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、以下のメリットと課題が示されています。

【メリット】

- 中学校への進学に不安を感じる児童の減少
- 不登校の減少
- 学力や運動能力、コミュニケーション力の向上
- 学習習慣や生活リズムの改善
- 規範意識や自己肯定感の向上
- 特別な支援を要する児童生徒へのきめ細やかな指導充実 など

【課題】

- 教職員の負担感・多忙感の解消
- 打ち合わせの時間の確保
- 研修時間の確保 など

また、学校の形態ごとにメリット、デメリットも考えられます。詳細は令和4年度第1回藤島地域教育振興会議の資料No.3-5~3-7をご覧ください。

Q10 中学校入学は心機一転の機会ですが、いかがお考えですか？

A10 小中一貫教育によって心機一転ができる機会がなくなるものではありません。

鶴岡型小中一貫教育では小学校6年生から中学校1年生にかけての節目を否定するものではありません。学校行事を工夫するなど、子どもたちが心機一転の機会として捉えられるような機会を設けることも十分に配慮します。

Q11 小中一貫校では教職員が減り、雇用がなくなると聞きましたが本当ですか？

A11 教職員数は学級数に応じて決まります。

山形県の場合、義務教育学校になると校長は1人になりますが、教頭は3人配置されます。例えば、小学校1校と中学校1校が義務教育学校に移行する場合、教職員の配置は、現在の小学校と中学校と同様に、それぞれの学級数に応じて教職員数が決まるので、小中一貫校になることで減ることはありません。

Q12 鶴岡市内の小・中学校は、将来的に全て小中一貫校になるのですか？

A12 将来的に増えることは考えられます。

小中一貫教育の理想的なタイプは小中一貫校です。しかし、鶴岡市内には小学校26校、中学校1校、計37校あり、これらを全て小中一貫校にすることは、現実的に困難が多いです。藤島地域では藤島中改築に伴う小中一貫校の設置は選択肢の1つとして考えられます。今後、学校の改築等のタイミングがあれば、その時点で小中一貫校を設置することも検討できます。

Q13 小中一貫校になると、入学式や卒業式、運動会など学校行事はどうなるのですか？

A13 学校の形態によって違いますが、各校が行ってきた行事を尊重し取り組みます。

小中一貫校のうち、併設型小学校・中学校では、それぞれに入学式、卒業式を行います。運動会などの学校行事は、各中学校区の実情等により、合同で行うか別々で行うかは、今後検討することになります。義務教育学校では、入学式と卒業式は一度になります。また、各校独自に行われてきた学校行事については、それぞれのねらいを踏まえながら、望ましい人間関係の形成や連帯感を深めていけるような取り組みになるよう検討していきます。なお、義務教育学校では、1年生から9年生までの全ての学年が参加したり、地域の方々と協働したりするような行事が行われることもあります。